

東南アジア史学会第 66 回研究大会

報告要旨集

* この要旨集は WEB 上に公開されていたデータをもとに情報化担当が再構成したものであり、研究大会当日に配布されたものではありません。

ベトナム語における主語について

Le Hoang (レ・ホアン)(大阪外国語大学大学院)

主語の規定は研究者の立場によって異なるが、主として統語論レベルの概念であり、述語動詞を中心に、その格支配によって要求される共演成分から構成される事態の核の中で最大の文法優位性をもつ文の成分として取り扱われている。このような主語の概念を孤立言語に設定するためには、ある程度まで、語順が固定化し、品詞分類・動詞の自他・ヴォイスなどの文法範疇・格標識が明確でなければならず、その条件を満たさない孤立言語には主語は存在しないことになる。

本発表では、典型的孤立言語であるベトナム語は、少なくとも上記の条件をいずれも満たさないため、主語が設定できない。このような言語に対しては、Đề「題」・Thuyết「説」(以下D・Tと略記)という新概念の導入が必要であり、その適切性について論じたい。

D・Tというのは、論理文法レベルの概念である以上、あらゆる言語に対する普遍的な範疇であり、主語の設定が不可能である言語において統語論レベルの基本構造として取り扱わなければならない。Dは文に直接支配され、人間の認識行為の対象を表す構成素で、Tは人間の認識行為の内容を表し、Dに対応する構成素である。

文の命題は現実に対する発話者の認識行為(又は命題行為 propositional act)、いわば現実の「再構築行為」を表したものである以上、言語の特徴に規定される。人間の思惟は基本的には言語によって実現されるからである。上で述べたような条件を満たす言語では、命題は述語動詞とその格支配によって要求される要素から成り立つ。よって、統語構造はD・T構造から比較的独立しているが、ベトナム語のような孤立言語では、そのような条件が整っておらず、むしろ直接的にその構造を反映する人間の言語の原初的な(形態的要素の影響を受けていない純粋な統語構造の)姿を呈するため、D・Tによって文法分析・文法記述を行うより他ないと思われる。

D・Tは主語・述語とは異なり、品詞を越えた抽象的な概念であるため、ベトナム語のような孤立言語に対しては、文法記述は、品詞分類から始めるのではなく、それぞれの語のカテゴリカルな意味から出発し、統語的証左を探らなければならないと言えよう。本発表では、そのアプローチを適用し、ベトナム語の統語構造の解明を試みたい。このような個別言語研究の結果を参考にして、一般文法理論の枠組みが再構築できれば、幸いである。

[参考文献]

- 河野 六郎, 1980, 『河野六郎著作集』3, 凡人社
——, 1989, 「日本語の特質」『言語学大辞典』2, 1574-1588, 三省堂
言語学大辞典第6巻, 1996 『術語編』三省堂
富田 建次, 2000, 『ヴェトナム語の世界』, 大学書林, 東京。
仁田 義雄, 1997, 『日本語文法研究序説』, くろしお出版, 東京。
野田 尚史, 1997, 『「は」と「が」』, くろしお出版, 東京。
峰岸 真琴, 2000, 「類型論から見た文法理論」『言語研究』, 117-2000:101-127。
Cao Xuân Hạo, 1991, Tiếng Việt sơ thảo ngữ pháp chức năng Quyển 1 Nhà xuất bản Khoa Học Xã Hội.
——, 1998, Tiếng Việt mấy vấn đề ngữ âm, ngữ pháp, ngữ nghĩa Nhà xuất bản giáo dục Nguyễn Kim Thành 1963
Nghiên cứu về ngữ pháp tiếng Việt Nhà xuất bản Khoa Học, Hà Nội.

ラオスにおける「国民の言語」の模索: 2つの体制下での正書法論議

矢野 順子(一橋大学大学院)

本報告の目的は、フランス植民地時代に端を発した「国民の言語」としてのラオス語を模索する動きが、第二次世界大戦以降、左右両派への分裂が生じる中で、どのような変遷を遂げていったのか、そしてラオス語とラオス文字が双方の国家建設においていかなる役割を付与されていったのかを明らかにするための第一歩として、王国政府とパテト・ラオの両陣営において生じたラオス語正書法論議について考察を行うことである。

ラオスにおいて、最初に正書法が問題となるのは植民地時代に遡るが、第二次世界大戦が終了し、1950年にパテト・ラオが抗戦政府を樹立すると、ラオス語正書法論議も王国政府とパテト・ラオという対立する両陣営において、それぞれに行われるようになっていく。

ラオス語正書法に関する先行研究は、植民地時代についてはナショナリズム運動の展開と正書法論議の関わりを論じたものがあるが、第二次世界大戦以降に関しては、現在のラオスにおける過去の正書法に対する評価に言及したものがあのみで、当時の議論についての詳細な研究はなされてきていない。また、これまでラオス語正書法論議は、一般的に語源型を支持すれば伝統主義・保守的、音韻型を支持すれば合理主義・進歩的とした捉え方がされてきたが、実際の議論を見てみると、事実はそのような単純なものではなく、従って、植民地時代に端を発した言語ナショナリズム的動きが、その後どのような変遷を遂げていったのか、ほとんど明らかにされてきていないといつてよい。

本報告では上記の課題を克服するための第一歩として、まず前提となる植民地時代の正書法論議を概観し、次に王国政府側に関して、その中心機関となったラオス文学委員会が1953年より発行していた機関紙『文学雑誌』の分析を中心に、知識人の言動などに焦点をあてていく。一方のパテト・ラオ側に関しては、ラオス愛国戦線中央委員会書記長であったプーミー・ウォンウィットによる『ラオス語文法』の分析を中心に、加えてパテト・ラオの文化政策、教育活動などのかかわりについて検討していく。

以上のプロセスにより考察を行うと、植民地時代の正書法論議において、音韻型と語源型という2つの立場が生じ、それぞれ自らが伝統的な方法であると主張していったことがわかる。もっとも実際には、ラオス語正書法に明確な伝統が存在するわけではなく、そうした中、前者は語源型正書法を採用しているタイ語との差異化から、音韻型こそがラオス独自の伝統であるとの言説を作り上げていく。王国政府とパテト・ラオが音韻型を原則として正書法を議論していったこと、またその中心人物が植民地時代には共に音韻型を支持していたことを考えると、この点については両者の認識がある程度一致していたといえる。しかしながら、王国政府においてはそうした伝統が、過去の王国と現在のラオスに連続性を与える手段とされたのに対し、パテト・ラオでは外国語の影響を受ける以前の「ラオス語」への回帰が、絶えず外敵の侵略と闘ってきたという愛国者の伝統と結び付けられ、革命運動の中で万人が学びやすい、より徹底した表音主義による方法へと発展していった。そしてさらに、王国政府内部には仏教教育出身者を中心とした語源型正書法支持者がいたが、彼らにしても伝統の強調だけではなく、聖なる文字であるタム文字の放棄をも含め、仏教の近代化・発展を視野に入れての語源型正書法を主張していた。ラオス語正書法論議は、王国政府とパテト・ラオという対立軸の上に、王国政府内部での仏教教育出身者と

西洋式教育出身者という対立軸が交差し、それぞれが独自の「伝統」とその発展の方向を模索する中で展開していったといえよう。

インドネシアにおける一夫多妻制をめぐる言説

大形里美(九州国際大学)

インドネシアにおける女性の地位向上に向けた運動の歴史は今世紀の初めにさかのぼる。1928年に第一回インドネシア女性会議が開催されて以後、幼女婚、強制婚の禁止などとともに、一夫多妻制度をいかに制限するかということが、女性運動の中心的な課題となってきた。

本報告のポイントは次の二点からなる。まず第一に一夫多妻制に対する制限が、現在インドネシアで施行されている婚姻法においてどのような議論と過程を経て成立したものであるか考察する。そして第二は74年に成立した婚姻法における一夫多妻制の制限のありかたとその後の政策変化について明らかにすることである。

現在、インドネシアでは1974年に制定された「婚姻に関する1974年第1号インドネシア共和国法」（以下「74年婚姻法」と略す）が施行されているが、その法案作成作業の開始は1950年頃にさかのぼる。実際に国会に婚姻法案が提出され議論されたのは1959年と、1967年から1970年にかけて、そして1973年の3回であるが、中心的な問題は、一夫多妻制を認めるか、世俗法に基づく婚姻を合法とするかの2点であった。前者に関する議論は1970年にはほぼ終結し、1973年の議会ではほとんど問題にされず、1973年の時点では後者の問題のみが焦点となった。

まず第1回目(1959)の国会審議では、世俗政党のインドネシア国民党の12人の議員によって提出された婚姻法案と、政府から遅れて提出されたイスラーム教徒のための婚姻法案の二つに関して議論がかわされた。前者は一夫一婦制を基本とし、民法に基づく婚姻と、宗教法に基づく婚姻の両方を合法とする法案であり、イスラーム政党(NU党、マシュミ党など)は婚姻が必ず宗教法に基づくことを主張すると同時に、一夫多妻制を擁護した。(具体的な一夫多妻制擁護の理由は、(1)神の定められた法は必ず有益、(2)一神教は本来一夫多妻制を認める宗教、(3)一夫一婦制のもとでは不倫、買春、離婚が増加する、(4)寡婦救済のために一夫多妻は奨励されるべきであるなど)。それに対して、インドネシア共産党は、インドネシア国民党の提出した法案に基本的には賛成しつつも、イスラーム教義に基づく妻と夫の役割、離婚の方法、財産分割に関する規定などとともに、同法案が一夫多妻制への可能性を完全に閉ざすものではないという点を改善すべきであると主張した。第1回目の国会審議は1960年の政情の悪化から非常事態宣言が出され、審議打ち切りとなった。第2回目(1967-70)の国会審議に関しては国会図書館に十分な資料が残っておらず、どのような議論がなされたのかは残念ながらまだ把握できていない。第3回目(1973)の国会審議では、政府側により、それまで議論されていたイスラーム教徒用婚姻法と婚姻基本法を統一する形でまとめられた婚姻法案が提出された。同法案において一夫多妻制に関しては厳しい条件が課されたが、そのことに関する議論はほとんどなかった。

1974年婚姻法制定以降も、一夫多妻制の制限に関して、公務員を対象に一夫多妻慣行の制限を徹底させるためのさまざまな政令が出されているが、近年そうした政令を廃止しようという議論も出てきている。またその一方で、イスラームの基本は一夫一婦制であり、現在定められている一夫多妻が許可されるための条件が、男性の利害しか考慮していないとして批判するイスラーム学者が少数ではあるがインドネシア国内に出てきている。インドネシアは1998年の国策大綱(GBHN)において「ジェンダーの公正と平等」を掲げた。世界女性会議などの場でジェンダーの主流化に向けての議論が活発化してい

る中、イスラーム教義に基づく男女の役割分担を明示しているインドネシアの婚姻法が今後どのように変化していくのが注目される場所である。しかし、インドネシアにおいて一夫多妻制度の完全廃止にはまだかなりの時間を要するものと思われる。

植民地期アチェにおける流通支配と地域経済 1930年代を中心として

松田 月子(広島大学大学院)

植民地期アチェの主要な輸出品は、住民栽培のピナン、コブラ、コショウ、そして農園栽培のゴムであり、これらは1910年代、1920年代を通じて発展してきた。また、アチェでは米生産もさかんに行なわれ、輸出作物生産と並行して生産拡大を実現していた。西洋民間企業によるゴム農園は東岸と西岸に集中し、コブラ、ピナンに関してはほぼ全域でさかんであったが、中でも北岸はアチェ最大の輸出地域であり、また西岸のシムルー島では住民はココヤシ栽培に特化していた。米生産の中心は大アチェと北岸地域(特にピディエ)であった。灌漑の進んでいたピディエからは輸出作物栽培に特化していた東岸には恒常的に、また凶作が生じた地域に対しては一時的に域内米輸送が行なわれていた。

住民作物の輸出については、1920年代まで植民地政庁が生産、流通に介入することはなく、アチェ内での取引はもっぱらアチェ人・華人商人によって担われていた。輸出は大部分がペナン経由で行なわれており、シグリ港(ピディエ)とペナンを拠点に活動する華人商人が輸出を掌握していた。

恐慌期には価格低下によって、これらの作物の生産・輸出は不振に陥り、住民の現金収入は減少した。この時期政庁は、蘭印全体でそれまでの経済不介入政策をやめ、介入に転じたが、アチェにおいても輸送価格を引き下げることによって住民が獲得する利益を拡大させることを目的に、これらの作物の流通に介入することを試みた。本報告では、その実状と影響を、コブラ、ピナン、米について考察したい。

コブラにかんして最大の問題は、住民の直火乾燥による品質低下であった。そのため、ココヤシのままペナンに輸送し、そこでコブラに加工する、もしくは低品質のコブラをペナンに輸出し、そこでココヤシ油に再加工することが行なわれていた。政庁は薫製によって乾燥させるための小屋の設置を農業指導局を通じて宣伝し、ウレーバランや華人がそれにこたえてコブラの品質を向上させ、輸出は価格上昇を待たずに回復した。

英領インドに輸出されるピナンにかんしても、ペナン経由の輸出からサバン、ベラワン・デリ経由の輸出へ切り替えることによって輸送コストを削減し、住民からの買い上げ価格引き上げを試みた。しかし、英領インドに直接輸出するためには、熟していない実の混入によって生じる品質低下を改善することが不可欠であり、政庁はウレーバランに集荷させることによってそのコントロールを試みた。しかし華人商人は買い付け商人に対して前貸しを与えており、その集荷は政庁のコントロールが及ばないままであった。

米にかんしては、一部で域内輸送と域外移出が行なわれていたが、全体としては恒常的な輸入超過状態であった。政庁は1920年代後半以降、アチェ域内での自給と東スマトラへの米輸送を目的として米政策を展開し、その結果、アチェにおける米の輸入超過は減少しつつあった。ただし、域内流通システムの欠如と東スマトラへの輸送運賃の問題から、完全に外米輸入をアチェ米に代替することはできない状況であった。しかし、1933年に蘭印全域で米輸入条令が施行され、東スマトラなど一部地域を除いて外米輸入は原則的に禁止された。その結果、アチェ域内では外米のアチェ米・ジャワ米への代替が実現し、また東スマトラへの輸送問題も解消したことから、1934年には東スマトラへの米輸送が拡大した。ピディエのウレーバランは大土地所有者としてこのような余剰米販売機会の増加に敏感に反応し、あるものは精米業を営むなど流通に積極的に関与した。

タイのビール産業 戦前の状況と起業家精神

南原 真(東京経済大学)

タイのビール産業史の初期について、当時の市場状況、ビール会社設立にいたる経緯、創業者の起業家精神に焦点をあてたい。タイでは 1933 年に地場資本のブンロート社が設立され、今日まで存続し発展している。産業史の区分をすれば、1)立憲革命以前の 1930 年代初頭の創業者、プラーヤ・ピロムパクデー(以下ピロム)の国王へのビール業設立願いの嘆願書、2)1932 年の立憲革命後の新政府との交渉、3)1933 年の会社設立から 1945 年まで、4)1945 年から現在まで、と大きく 4 段階に整理できよう。今回は特に 1)について発表をする。

資料はタイ公文書館、英国外交文書、日本領事報告、葬式本、ブンロート社の文書を利用している。

まず最初に当時のビールの市場状況を見ると、国産はなく輸入に依存していた。主要輸入国は英国、ドイツ等のヨーロッパや日本であったが、世界恐慌の影響がタイに及んだ 30 年代初頭に、価格が安く地理的にもタイに近い日本のビールがヨーロッパ製品にかわって市場に大きく浸透したことは、注目される。第二にこうした状況の中で創業者、ピロムはさまざまなビジネス経験をへて、起業家精神を発揮してビール事業への進出を決断する経緯を考察する。第三にビール事業を行ううえで、重要な技術と原材料の問題にふれる。暑いタイで原材料のモルトやホップの調達、生産機械の導入、技術の取得をどのように考え対処したかを明らかにする。第四にピロムは海外視察を通して、事業の計画を進めていくが、特にヨーロッパやアジアで何を学んだかについて考察する。最後は政府との交渉であるが、酒税、ビール税、ビールの輸入関税、原材料や機械の輸入関税などの税制の問題、政府の産業支援策の有無などについてみていきたい。

以上の視点から、創業時から現在まで続いている海外からの技術や原材料の依存を明らかにするとともに、戦前で代表的な民間企業であった同社の経営と問題についても考えたい。

アンコール王朝史研究の新局面 四面仏石柱と廃仏 274 体の発見から

石澤 良昭（上智大学）

有名なアンコール・ワットを造ったアンコール王朝の歴史は、ジャヤヴァルマン 7 世（1181-1219 頃）による 40 年間にわたる大規模寺院の建設が原因で人々が疲弊し、衰退した後 1431 年頃アユタヤ軍に亡ぼされたというのがこれまでの通説であった。アンコール遺跡調査・保存修復研究の約 100 年の流れの中で、274 体もの大量の廃仏と千体仏の石柱が発見されたのは初めてであった。この大量の廃仏発見をきっかけに、アンコール王朝末期の歴史の再考が始まろうとしている。

ご存知のようにカンボジアは 1999 年 4 月にアセアン（東南アジア諸国連合）に正式に加盟し、国際社会へ復帰した。1992 年にアンコール遺跡群は世界遺産（文化遺産）に登録された。その広さは東京都区内ほどで、アンコール・ワットをはじめ 99 ヶ所の石造りの建造物がある。上智大学アンコール遺跡国際調査団は、20 年前からポルポト時代に不慮の死を遂げた 30 数名のカンボジア人保存官の鎮魂のために中堅幹部の養成を行なっている。現地の上智大学アンコール研修所を建立し（1996 年）、そこで 3 年間ほど考古・建築の研修を受けた後、来日して学位を取るものである。その基本方針は、「カンボジア人による、カンボジア人のための、カンボジアの遺跡保存修復」である。

今回の 274 体の廃仏は偶然に 12 世紀末頃の仏教寺院バンテアイ・クデイ遺跡内で見つかった。そこはアンコール・ワットから東北へ 6 キロのところであり、10 年前から考古・建築の研修場所となっている。

詳しく申し上げれば、2001 年 3 月の第 32 次調査で 103 体の廃仏が発見された。通常の考古学現場実習の最中であった。発掘場所はクデイ遺跡の東参道を入口から 30m も進んだところで、十字型テラスの手前にある北側小祠堂前であった。さらに 2001 年 8 月 15 日からの第 33 次調査では同じところから廃仏 171 体が見つかり、小座仏が四面に刻まれた千体仏の石柱も発見された。その石柱は砂岩で高さ約 1.2m、横幅 45cm、その表面には合計 1008 体の菩薩が刻まれている。千体仏は日本では唐招提寺の盧舎那仏光背に描かれており、インドのアジャンタ石窟寺院にもある。廃仏は大が 1.8m ぐらい、小が 20cm ほど、時代は 12 世紀前半から 13 世紀前半で、その尊顔や身体装飾はアンコール・ワット美術様式からバイヨン美術様式に属し、三重のナーガの胴体上に鎮座した仏像であり、ナーガが 7 つ頭を大きく広げて仏陀を守っている。その保存状況は極めて良く、高貴な美しい尊顔を拝み、約 800 年間の時空を越え感嘆を覚えた。

発掘状況から考察すると、地中の深さが約 1.8m、底面一辺が約 2m の四角の穴に、下の方に小仏や頭部など小仏を埋め、上の方に胴体など大型石片を投げ込み、土層考察からは土をかけながら強く突き固めたことが判明している。これらは埋められる以前に頭部と胴体が切断されたらしく、同一固体に復元できるものは多くない。

ジャヤヴァルマン 7 世は仏教（観世音菩薩）を篤信し、ヒンドゥー教シヴァ派・ヴィシュヌ派を仏教の下位に置く宗教革命を行なった。廃仏行為は次王のインドラヴァルマン 2 世（1220 頃～1243）ではなく、ジャヤヴァルマン 8 世（1243-1295）の統治下で組織的に行なわれたと思われる。

これまでの反仏教の史実はバイヨン寺院中央祠堂の地下から 1935 年に 3.6m の大仏が破壊されて発見され、柱・壁面の仏像浮彫りが鋭い石のみでえぐり取られ、代わりにヒンドゥー教の苦行僧座像が彫り込まれた。それは他の仏教寺院においても確認されている。

ちょうど 13 世紀後半の 8 世王の統治中にシャム（タイ）人が興起し，チャオプラヤ川流域や東北タイ地方を占領しつつあった。しかしながら，もともとのアンコール都城を中心とするカンボジア本土は安泰であり，繁栄を続けていたらしい。1296 年にカンボジアを訪問した中国人周達觀もその栄華のさまを『真臘風土記』の中に記している。

274 体の仏像を集めてきて地中に埋めるという作業は，8 世王の単なる個人的な反仏教という行動だけで片付けられない。王は全国に号令をかけ，長期間にわたり組織的に仏寺改造と廃仏を実施していたことになる。それなりに通常の政治が機能し，当時国内の繁栄を維持していた実力王であるといわねばならない。13 世紀以降のアンコール王朝の歴史を塗り替え，新しい議論が始まろうとしていることは確かである。

シンポジウム《東南アジアと朝貢システム》

趣旨説明

弘末雅士（立教大学）

東西海洋交通路の要衝に位置した東南アジアは、古くから他地域と緊密な交流を有しながら独自の地域世界を形成してきた。東南アジアの主要な港市や王都には、中国をはじめインドや西アジアなど多様な地域の人々が来航するとともに、東南アジアからもこれらの地に旅行者や商人が赴いた。こうして各地域と交流した東南アジアでは、人々の間で世界秩序が常に意識されてきた。中華の冊封体制や仏教、イスラームなどの受容は、そうした世界秩序の構築と緊密に関連している。本シンポジウムは、前近代東南アジアの他地域との交渉を取り上げながら、彼らにとって中華の朝貢システムがいかなる意義を有したかを考察する。

まず最初に問題にしたいのは、東南アジアにとって中華とはいかなるものであったのかということである。東南アジアと中国との交渉の歴史は古いが、本シンポジウムでは、前近代において中国との政治経済関係がとりわけ重要となる17～19世紀前半期を主な対象とする。そして中国と比較的接近したベトナム、シャム、フィリピンを取り上げ、これらの地域において中華がいかに観念され、朝貢システムに参入する、あるいはしないことがいかなる意義を有したかを探る。

またこれらの地域には、中国からの移住者も少なからず存在した。彼らがどのようなネットワークを形成したかを考察することは、中華体制そのものを考える上で重要となる。そして東南アジアに移住した彼らは、現地の地域世界の構築にも少なからず影響を及ぼしたように思われる。彼ら華人系移住者が、中華という世界秩序と個別の地域世界の構築にいかに関わったかは、興味深い問題である。

本シンポジウムは、こうした諸点の考察を通じて最後に、中華を中心とする朝貢システムとおして、東南アジアの国家や地域間の関係がいかにとらえられるかを問題としたい。また東南アジアに他の関係形成原理が存在するとしたら、それはいかなるものか、それらは中華秩序といかに関係したのかも、併せて考察してみたい。東南アジア世界というものが存在するとしたら、その世界の形成にこれらの問題は密接に関わっていると考えられるからである。

シャムの「中国化」と対中朝貢

増田 えりか(日本学術振興会特別研究員)

シャムにおいては少なくとも 15 世紀に王室独占交易体制が開始されていたことが知られている。対中関係がシャムに対して持った最大の意義は、ジャンク交易の利益獲得にあったと言えるが、対中朝貢関係に付随した交易もまた、国対国の官営貿易の枠組みの中で営まれた。

1720 年代に開始された清朝のシャム米輸入は、シャムが対外交渉の中心軸をベンガル湾から南シナ海に移し、それに伴って華人人口の流入が増加する大きな契機となった。また、既に 17 世紀初頭より官僚システムへの参入がみられていたシャムにおける華人層の政治的影響力も強まり、18 世紀半ばには王位継承等の宮廷政治の諸事件に関わるまでに至っていたことが先行研究により指摘されている。華人層のシャム社会における活動に関しては、対中ジャンク交易をめぐるシャムの支配者層と華人商人の共生関係も含め、中国の出身地とのネットワークの中で捉えていくことが今後求められている。

こういった社会背景の下、シャムの対中朝貢システムへの参入への動機は、経済的なものにとどまらず次の二点へと広がりを見せた。まず第一にあげられるのは、政治的動機である。1767 年のアユタヤ崩壊後のシャムにおいて、政治的再統合をもたらしたのは潮州系華僑を父に持つターク・シンであった。アユタヤの王族、貴族層との強力な靱帯を持たないターク・シンが、王権の正統性の根拠のひとつとして利用したのは、清朝皇帝よりの認証であった。中国よりの王権認証は、ターク・シンの王権の正統性にとっての究極の根拠となりえる力は持たなかったが、ターク・シンを非法王として処刑したラーマ 1 世は、ターク・シンのとった対中外交政策をほぼそのまま受け継いだ。即位にあたっての中国皇帝よりの王権認証要求が、初期ラタナコーシン王朝の年代記においては、アユタヤ年代記にはみられないほど強制的に記述されていることは注目に値する。

第二に注目されるのは、初期ラタナコーシン時代におこった中国文化に対する嗜好から窺い知れる文化的動機である。同時期における中国文学の翻訳、工芸品、建築等における中国様式の流行に関してはすでに指摘されているが、ラーマ 1 世王の時代から 1830 年代前半まで、ほぼ一年に一回の割合で派遣されていた対中朝貢使節派遣は中国文化摂取の手段とも捉えられていたのではないだろうか。また、広東、北京における朝議の見聞が、シャムの宮廷儀礼に影響を及ぼした可能性についても検討する価値があると思われる。

初期ラタナコーシン時代のシャムにとって、清朝は通商の利をもたらす広東、政治的威信、文化をもたらす北京の二地域を中心とする政体としてイメージされていたと考えられる。通商、政治、文化の三面に中国と関係を結ぶ意義が見出されていたこの時代をシャムの「中国化」期として捉えることもできよう。

その後、中国の朝貢システムへの参入は、19 世紀なかばにシャムの対外関係の中心軸が、欧米諸国へと再度移っていった時に終焉を迎えた。それとともに対中朝貢の持った意義、特に政治、文化的側面はシャムの歴史的記憶の中から忘れ去られていったのである。

ベトナム阮朝と朝貢システム

嶋尾 稔(慶應義塾大学)

ベトナム阮朝をめぐる広域的な政治・経済的諸関係の中で、清國との朝貢関係が如何なる位置を占めたのか、それが如何に変遷したかを検討する。また、仲介者としての華人系の人々の役割について検討する。従来から蓄積されてきた知見・議論を踏まえつつ大局的な変化について新たな像を示したい。

1. 「如清」(使者が清に行くこと=清国への朝貢=ベトナムは清国との「邦交」と呼ぶ): 従来から指摘されている通り、阮朝の朝貢は前代と比較して物質的意義が低下しており、朝貢に当たっては(1)文明国(「文献之邦」としての威信や国体の発揚、(2)清国の文物・情報の獲得が関心事であった。貢路は、陸路でハノイーランソンー広西経由で北京を向かう、前代以来のルートが維持されたが、阮朝自体はフエから海路で広東に抜けるルートを望んでいたのではないかと推測される。

2. 「如暹」(使者がシャムに行くこと=シャムとの「邦交」): ラタナコーシン朝との関係が、阮朝初期の最も重要な外交的な課題であった。ラーマー一世は、阮福暎=嘉隆帝の最も重要な支援者であり、阮朝成立に先立つサイゴン政権時代に阮福暎はラーマー一世に金銀樹を送り臣従した。阮朝形成後もラーマー一世存命中は親交を保つが、その死後、カンボジア、ラオス方面を巡って対立が顕在化、1830年代半ばから1870年代半ばまで国交は途絶える。明命帝はシャムと清国人の密接な関係から清国人への不信感を強めた。

3. 「属国」・「貢蛮」: 阮朝は、西方の諸小政体を属国(「真臘」、「萬象」、「南掌」、「水舎・火舎」)及び貢蛮(「楽丸」、「三同(上に山)」、「目多漢」、「甘露」と位置付け朝貢形式で関係を規定した。阮朝とシャムとの関係によって周辺小政体との朝貢関係は大きく変動し、30年代前半及び40年代前半のシャムとの軍事衝突を経た後、嗣徳帝に朝貢をしたのは、「水舎・火舎」と「真臘」と「甘露」のみであった(60年代以降は「水舎・火舎」のみ)。

4. 「外洋公務」: 「外洋公務」とは、阮朝の官船による外洋航海演習プラス交易・情報収集のことである。故陳荊和博士の「下州公務」の研究により注目されるようになったが、下州公務を含む如西公務(「新嘉波」、「江流波」、「小西洋」)だけでなく、如東公務(「広東」、「呂宋」)も存在した。紹治期より、外洋公務に清国商人が関与していたが、嗣徳初年(1848年)の「外洋公務」の停止により、国家の物資購入は清商の手に委ねられるようになる。南部植民地化以降、外洋公務が復活するが、それは「大西洋」への使節派遣と香港を通じての近代化の模索の開始であった。1881年には、北京にベトナムの駐在代表を置く、広東にベトナム領事館を設置する、朝貢路を海路広東経由にすることが提案され、二つに分かれていた、朝貢のチャンネル(陸路北京)と外洋公務のチャンネル(海路広東)の一本化が図られるが、時既に遅しであった。

5. 明郷・清人: 明郷の科挙合格者を検討すると、1810年代末から20世紀初頭まで合格者が輩出している。高位高官を見ると、初期には鄭懷徳・呉仁静が国家形成の鍵を握った。明命期には華人系の政治的位置は低下し、サイゴンの反乱に参加した華人の詩に見られるように寄る辺無き時代であった。紹治期には、張好合、王有光が外洋公務で活躍する。嗣徳期には、潘靖、陳踐誠、林維義が政府の最高位を占める。清商の台頭により、高官(林維義)と清商の癒着も見られるようになる。

スペイン領フィリピンと中国のプレゼンス

菅谷 成子(愛媛大学)

1571年にマニラを首府としたスペイン領フィリピンは、ローマ教皇の権威を世俗世界で顕現していたスペイン国王をいただくインディアスの最西端の領土であった。一方、その当時、東南アジアの諸国が中国との交易を求める際は、積極的に参入するかどうかは別にして、朝貢システムに組み込まれることになった。スペインのアジア進出の要であったマニラの総督府は、中華あるいは中国の存在をどのように捉え、それとどう関わったのか。

スペイン領フィリピンで多数の在住中国人が犠牲になった事件に、1603年および39年の虐殺事件、63年の鄭成功の招諭事件などがある。これらの事件では、スペイン人の在住中国人に対する嫌悪や蔑視、猜疑心が露呈され、また中国の「脅威」が増幅され、事件をより凄惨なものにした。なかでも1603年の事件ではマニラ総督府が、朝命によりカビテの金銀採掘話の真相を調査するため派遣された福建官憲について、その真の目的をマニラ占領のための情報収集だと考えたことが発端になった。

しかし、スペインは300年以上に亘るフィリピン支配の間、その脅威を軽減したり安全を確保するために自ら中国の華夷秩序に加わることはなく、また中国との交易を有利に進めるために利用することもしなかった。

1575年、中国でのカトリシズム布教の許可を得るため、最初の総督使節が派遣された。この使節は、福建巡撫と会見し厚遇されたが、国王の親書をもたなかったため上京できなかった。フェリペ2世は、それに対応して国王使節の派遣を決定したが、総督サンデラの反対もあって実現しなかった。これには「世界最大の国王」の下にあるスペイン人が、中国式儀礼に従い、また贈り物を要求されることへの反発があった。サンデは、中国の野蛮を述べ、征服すべきだと国王に具申した。

一方、現実のスペイン領フィリピンの経営は、マニラ・ガレオン貿易を支えた中国帆船によるマニラ交易と中国人移民に多くを負っていた。しかし、マニラの総督府が中国帆船によるマニラ交易を維持するに当たっては、中国人の私貿易が認められていた時期であったため、必ずしも明と朝貢関係に入る必要はなかった。

とはいえ、なぜ福建官憲がマニラに調査のためとはいえ派遣されたのであろうか。その当時の明朝の財政問題、深刻な銀不足や万暦帝の政治姿勢があったことは否めないが、明朝の朝貢秩序のなかで、スペイン領フィリピン(呂宋)がどう位置づけられていたのかが関わっているのかもしれない。

スペイン領フィリピンの中国との関わり方には、遷界令が解除された1684年以降、変化があった。すなわち、清朝盛時の政治的安定と経済的繁栄の下で、事実上、民間貿易を基盤にした「互市」関係に収斂されていった。「交易の時代」のブームが去り、マニラの総督府にとって、中国のプレゼンスは実質的に消滅していた。

マニラの総督府は、17世紀末葉より、その統治理念に基づいて中国人移民にカトリシズムの受容を要求し、18世紀中葉には非カトリック教徒中国人移民の追放を行った。季節滞在の中国商人らはアルカイセリアに隔離され、中国系メスティーソの興隆の契機となった。さらに、18世紀末葉以降に本格化した植民地の経済開発に必要な労働力として、総督府は初めて中国人移民の奨励に取り組んだ。この間、マニラにおける貿易の多角化が進み、中国帆船によるマニラ交易は相対化された。

一方、スペイン領フィリピンと緊張関係にあったスールー王国（蘇祿）は、15世紀以来、途絶えていた朝貢を復活させ、18世紀に数次にわたって使節を送った。スールー王国は、数少ない清朝の朝貢国として認知された。スールー王国は、18世紀末葉にかけて地域の交易中心として勃興していく過程で、積極的に清朝の主催する朝貢秩序を利用しようとした。また、スールー王国からの朝貢使節には正使などとしてアモイに來航した中国人も少なくなかった。これらの中国人のなかには、スペイン領フィリピンに居住した後、スールーに移動した者も含まれていた。

中国人の交易と移住のネットワークからみると、「呂宋」も「蘇祿」もいずれも、アモイを中心とする福建省沿海地方からの人々の移民・渡航先であった。人々は、地域世界の構築に与る一方、必要に応じて、地域世界を越えて中華の朝貢システムのなかを移動していた。しかし、彼らは、中華の礼的秩序から逸脱していると非難される存在でもあり、中国皇帝から棄民視される危険を背負っていた。